



私的年金 i D e C o の加入可能者が拡大

税理士 廣瀬 裕

個人型確定拠出年金は、

- ①加入者が月々の掛け金を積み立て、
- ②予め用意された金融商品を運用し、
- ③60歳以降に年金または一時金で受け取る制度です。

これまでは自営業者や企業年金のない企業の会社員に加入対象が限られていました。

ところが、2016年6月3日に公布された改正DC法により、2017年1月1日からは公務員や専業主婦（夫）、企業年金の会社員なども加入できるようになりました。

この個人型確定拠出年金のことを「i D e C o」と呼びますが、ポイントを簡単に説明しましょう。

まずは①積立額（掛金）ですが、月々5,000円以上、1,000円単位で積み立てる（掛ける）ことができます。ただし、公務員が月1万2,000円、専業主婦（夫）が月2万3,000円、自営業が月6万8,000円など、それぞれの職種によって上限が定められています。

次に②運用は、選択する金融機関によって用意されている金融商品が異なりますが、国内外の株式や公社債、投資信託、定期預金、保険商品などがあります。

さらに③給付の種類は3種類あり、「老齢給付金」「障害給付金」「死亡一時金」で、「老齢給付金」は60歳から給付請求が可能です（通算加入期間が10年未満の場合のみ受給開始が61歳以降となります）。

i D e C o のメリットは、掛金の全額が所得控除の対象となること、運用益が非課税になることです。たとえば、課税所得300万円の自営業者が月額6万8,000円を掛金とする i D e C o に加入すると 所得税、住民税合計で年間16万4,000円が減額されることとなります。

運用の選択対象となる株式などはリスクもありますが、ローリターンローリスクの定期預金を選んでも、税制上のメリットがあるため、お得な制度と言えるのではないのでしょうか。ただし、原則60歳までは、資産の引き出しは認められていませんので、注意が必要です。